平成22年度東京都税制調査会(第1回小委員会) 議事録

日 時 平成22年5月18日(火) 場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成 2 2 年度 東京都税制調査会 第 1 回小委員会

平成22年5月18日(火)14:01~15:58 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【小委員長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。ただいまから平成22年度東京都税制調査会第1回小委員会を開催させていただきます。

本日は第1回ということですので、少しご挨拶いたします。東京都税制調査会は3年計画ということで、今年は答申を取りまとめるという作業の2年目に当たっております。昨年度は第1回の中間報告をまとめさせていただきました。本年度につきましては、この後紹介いただきますけれども、第1回の総会が4月23日に開かれておりまして、そこで今年度の小委員会における検討課題について決定されております。それに基づいて皆様のご協力をいただきながら検討を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよるしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、今年度の小委員会の議題等につきまして、事務局から説明をお願い いたします。

【税制調査担当課長】 それでは、事務局から説明をさせていただきます。まず、初めにお手元の資料「平成22年度の検討事項等について(第1回総会決定)」、こちらをご覧下さい。先の総会におきまして、今年度の検討事項につきまして昨年度議論が尽くされなかった論点や国の動向等を踏まえ、重要度、優先度の高い論点を中心に議論を深めるという方針のもと、「1 少子高齢社会の経済成長と税制のあり方」、「2 国民の所得格差問題と税制のあり方」、「3 地方分権と環境税の制度設計」、「4 その他必要な事項」を中心とすることと決定をいただきました。

続きまして、資料「平成22年度東京都税制調査会小委員会の議題(案)」をご覧下さい。小委員会の議題は、総会での決定を踏まえましてここで掲げてある内容でお願いしたいと考えております。本日、第1回は「少子高齢社会の経済成長と税制のあり方」についてご検討をお願いしたいと考えております。我が国が目指すべき社会経済の姿や成長戦略のあり方などと絡めながら、税制の役割や改革の方向性について議論をさらに掘り下げていただければと存じます。第2回は、「国民の所得格差問題と税制」を議題としてご議論いただきたいと考えております。国民の所得格差の現状を踏まえつつ、所得再分配において税制の果たすべき役割や具体的な改革のあり方などについてご検討いただければと存じます。第3回の「固定資産税・都市計画税」については、昨年度の議論において地方の課税自主権、あるいは受益と負担の観点からその重要性をご指摘いただいているところでございます。このような観点も踏まえまして、目指すべき税制のあり方などについてご検討いただければと存じます。

第4回は「税務行政のあり方」についてです。政府税制調査会におきまして、歳入庁構想や納税者番号制度などについて検討するとしておりますが、それについてどのように考えるのか、また、地方税の徴収体制や納税環境の整備などに伴う諸課題などについてご議論いただきたいと考えております。先の総会で

教授からお話をいただき、さらに会長からも論点に含めるようにとお話がございました税の確定や徴収といった税務行政の分権化の視点も含めてご検討いただければと存じます。第5回は「温暖化対策税について」のご検討をお願いしたいと考えております。温暖化対策税につきましては、現在、分科会におい

て昨年度の考え方を踏まえ、検討をお願いしており、その報告をもとにご議論いただきたいと考えております。地方分権の流れや温暖化対策における地方の役割を踏まえつつ、国の地方の税源配分、税率水準などさらに踏み込んだご検討をお願いしたいと考えております。第6回は「平成22年度中間報告(案)の骨子について」、事務局から素案をお示ししてご検討をいただき、第7回は「平成22年度中間報告(案)について」ということでご議論いただき、小委員会としての案を取りまとめていただきたいと考えております。

また、小委員会の議事についてでございますが、第5回までの審議は東京都税制調査会運営要領第5によりまして原則公開とさせていただきます。なお、第6回と第7回につきましては、中間報告の審議に入りますので、中間報告の公表後、議事録等を公開いたしますが、審議につきましては非公開とさせていただきたいと考えております。

議題等の説明は以上でございます。

【小委員長】 これにつきまして何かご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、今年度につきましては、ただいま説明のあったとおり議論を行っていきたいと存じます。

続きまして、本日は首都大学東京大学院の 教授にお忙しい中お時間をいただいて、当調査会小委員会にお越しいただいております。 教授には本日のテーマ、「少子高齢社会の経済成長と税制のあり方」を検討するにあたって、「日本経済の変動メカニズム:トレンドとサイクル」についてお話をいただきます。 教授のプロフィールにつきましては、お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

それでは、 教授、本日は大変ありがとうございます。早速、プレゼンテーションをお願いいたします。

【教授】 首都大学東京の です。本日はよろしくお願いいたします。「日本経済の変動メカニズム:トレンドとサイクル」と称しまして、たくさんレジュメと配付資料はあるのですけれども、ここは税制調査会ということであまり細かい景気循環というような話はご興味ないかと思いますので、最初と最後のほうを重点的にお話しさせていただきたいと思います。

まず、配付資料の1番のグラフということで、「鉱工業生産指数に見る3つの波と3つの時期」というグラフがございます。そちらをまずご覧下さい。皆さんご存じのように鉱工業生産指数というのが景気循環を一番ビビッドにあらわす指標なのですけれども、これをただプロットしただけのグラフです。また、グラフに斜がかかっているところが景気循環における不況期であるということであります。これは簡単なグラフなのですけれども、このグラフを見ますと、日本経済の変動のメカニズムについてかなり示唆するところが大きいと私は考えております。

まず、3つの特色ということですけれども、A点、B点、C点とございます。そのA点ということで、これはもちろんバブルからバブル崩壊を分かつポイントというところがA点で丸がついているわけですけれども、それ以前の80年代というのは日本経済の絶頂期と言ってもいいと思うのですけれども、非常にスムーズに成長してきた。このA点を境にほとんど成長しない、言ってみると、一旦上がってくるのですけれども滑り落ちてしまう、そういった状況になってきたということが言えると思います。こういうことを80年代はGrowth Recessionということで成長が足踏みする時期が不況ということなのですけれども、90年代は失われた10年というように成長の頭を押さえられたような状況になっているということであります。A点から行きましてB点、C点ということで、B点というのは、この頭を押さえられた状況が抜け出した時期ということで、一目瞭然と言っていいとは思うのですけれども、案外、認識されていないポイントです。つまり、小泉・竹中改革というものが特に2003年、2004年を中心にありまして、その後、ある程度、景気が上昇してきた。このB点のときに壁を突き破ったという状況であるということで

あります。

その後、若干の不況期を経てリーマンショックという大きなショックが来たわけであります。このB点、C点というのは、大ざっぱに失われた10年と一緒になって、失われた20年というような言い方をされるときがあるわけですけれども、私はそういうふうには考えていない。もう少し後のほうで申し上げますけれども、そのB点というのは、ある程度、日本経済は病気を脱した時点です。そこのところである程度、達成したところがあるわけですから、その経験を多少、将来的な予測に生かしていかないといけないと考えております。それはともかくといたしまして、このグラフを見て分かることなのですけれども、経済には大体大きな波と小さな波があります。つまり、四、五年ごとに斜がかかっております。斜がかかっているというのは不況が来ているというわけですけれども、つまり、四、五年ごとに必ず景気の波というのは来るということであります。

しかし、景気の波の厳しさというのは、やはりその時期によって違うということです。それはどういうことかというと、景気の波をサイクルと申し上げますと、サイクルを下で支えているトレンドという大きな流れというものがあるわけです。例えば地球の自転で言うと、1日回るのがサイクルで、1年で1周するのがトレンドということになるのかもしれませんけれども、そういうふうな大きな支えがあると、80年代のようにそんなに不況で大幅に下がってしまうというようなことはないのだろうということであります。ここで1つのポイントとしてトレンドとサイクルの区別が重要です。これは通常のマクロ経済学でも言いますように、人によって異なりますけれども、サイクルをならすということはできないことはないのだろうと思います。しかし、そのトレンドを持ち上げるということを、伝統的なマクロ経済政策、財政や金融でやるというのはなかなか難しいのだろうと思うわけです。だから、そのトレンドを持ち上げるということは非常に難しい。

しかし、ここで1つのポイントなのですけれども、日本経済の場合、トレンド的に非常に悪くなっているということは確かにあると思うわけです。それは少子高齢化のためであるということですけれども、では、そのトレンドというのは少子高齢化で人口に依存して変わると考えますと、A点で大きく屈折しているというのは、これはおかしいではないかということで、必ずしも今これはきれいに屈折しているものがトレンドの変化、長期トレンドの変化というふうに言うわけにはいかないのだろうと思います。ここで私は長期と短期、長期のトレンドと短期のサイクルの間に中期のトレンド、トレンドが2つ重なってしまうわけですけれども、中期の動きというものを考えて日本経済の変動メカニズムを考えるのがいいのではないかということであります。この中期の動きというのは何によってもたらされたかというと、これは言わずと知れた不良債権問題です。不良債権問題について、これは対応があまり良くなかったということもありますけれども、ただ少子高齢化のためだけでこのように大きく屈折したのではない。不良債権の結果、こういった大きな屈折というものが生じてしまったのだろうということであります。

ここから考えますと、今、日本を離れて世界景気といった状況を考えますと、金融的なマイナスのファクターと、それから、実物的なファクターというものを景気循環の中でも区別したほうがいいのだろうと思うわけです。ご興味ある方はこの資料の中にある在庫循環の図などを見ていただくといいかもしれませんけれども、今日はあまり時間がないので申し上げませんが、基本的に短期のサイクルというのは在庫の循環であり、物の循環であるわけです。これは在庫が貯まってきて物が売れないと生産が止まってしまうということで、これはいたし方ないということですけれども、中期のお金の動き、不良債権の動き、あるいはギリシャの国債の動きというようなものは、やはりお金の融通ですから、ある程度政府や銀行が何とかしようとすればできないわけではない。借金を先延ばしするというようなことはできないわけではないということで、かえってそれが問題を複雑にしてしまったり、あるいはそれなりに円滑に解決したりとい

うことで、金融面から起きる不況のファクターと実物面から起きる不況のファクターというのであれば、 その実物面というのは規則性がわりと分かりやすい。逆に言うと、金融面というのは今の状況でもそうで すけれども、なかなか分かりづらいというところがあるのではないかと思います。

1枚めくっていただきましてマクロ経済のトレンドとサイクルということで、大体そのトレンドとサイクルでどういう指標に現れるかということですけれども、地価と株価というものを見ていただくと、明らかにこれはきれいに分かれている。株価というのは、もちろん流動性が大きいわけですから、すぐ売買できるということで、短期的なあらゆるショックに反応して動くということで、トレンドもサイクルも両方とも反応しているということであります。ところが、地価というのは、もちろんREITとか、新しい金融商品はありますけれども、普通の土地を売買するにはなかなかそういうわけにはいかない。そういった意味で大きな流れに反応することが考えられる。地価というのは、黒い四角で表されているわけですけれども、このグラフは2005年、2006年ぐらいまでしかありませんが、2006年、2007年というのは少し上がっているのですけれども、大きく見れば、バブル崩壊以後、下がり続けている。これは長期トレンドに対応する動きであり、これは少子高齢化に対応する動きであろう。

もう一つ、横に曲がり損なう日本経済というのがあって、これは実質賃金の動きを示してみると、これは60年を1とすると71-72年が2で、88-89年が3ということで、高度成長期というのは大体10年ちょっとで実質的にも倍になり、それから、あとの10年間で1.5倍になって、その後、全然上がっていないということを示しているわけであります。ここで成長と景気戦略をどう考えていくかということなのですけれども、私はあまり成長戦略という言葉は好きではないのですが、それは何らかの意味で少子高齢化対策というようなところに帰着するのだろうと思います。子ども手当というのは必ずしもいろいろなところで話を聞くと評判がよくないわけですけれども、私はわりと良いのではないかと思っています。サイクルに応じた景気戦略というのは、この調査会のアジェンダ設定とはあまり合わないのだろうと思うわけですけれども、サイクルに応じたところということも、その後で申し上げていこうと思います。

大体、その少子高齢化の対策というものが、やはりどう考えても日本経済では一番大事だろうと思います。ただ、その前に普通の景気の状況でどのぐらい日本経済がうまく回り出すかということを若干申し上げたいと思うわけですけれども、2ページめくっていただいて、派遣比率を考慮したオークンの法則についての2番のグラフを見ていただきたいと思います。オークンの法則というのは何かと申しますと、実質GDP変化率と失業率の階差、去年と今年の失業率の差なのですけれども、それがうまく対応しているという法則でありまして、これはアメリカでオークンという人が見つけた法則なのですけれども、日本の場合も80年代以降とか、そういうところを考えますとある程度うまく成り立っているというグラフであります。この丸の折れ線グラフが失業率の階差であり、棒グラフが実質GDPの前年同期比です。これを見ますと大体うまく対応している。ただ、2003年、2004年ぐらいから失業率が大きく減少している。

見方は、失業率は右目盛りになっていて、なおかつ逆目盛りになっているということで、上に上がっていると大きく失業率減少ということになるのですけれども、いわゆる小泉・竹中改革のときというのは、実質GDP成長率というのはそれほど伸びたわけではないのですけれども、実は失業率がかなり減ってきたということです。ただ、それは何によってもたらされたかというと、それは言わずと知れた非正規雇用の状況であって、例えば派遣の人を入れますと、大体グラフがうまくいってしまうということであります。ここが1つポイントであって、確かに失業率はすごく減ったわけですけれども、実はあまり安定的な雇用が増えたわけではないということであります。

もう1枚めくっていただいて、景気の主観判断と実質GDP変化率ということで、日銀短観というものがあります。日銀短観というのは景気がいいと言っている企業のパーセンテージから悪いと言っている企

業のパーセンテージを引いたものということで、私は若干、加工して使ったりしますけれども、大体そういったものということで、これも見てお分かりのように、この丸の折れ線グラフと棒グラフがかなりきれいに対応しているということであります。つまり、失業率と2番と3番のグラフを足し合わせますと、失業率と実質GDP変化率と、それから、全国企業の業況判断というものがうまく対応するということになるわけであります。そうすると大体の日本経済の巡航速度といいますか、ノーマルな状態というのが分かるわけです。

ここで見ますと、実はかなりハードルが厳しいのですけれども、実質GDPの変化率というのは、3%ないと日銀短観がプラスにならない。あるいは、景気がいいと言っている企業のほうが、大きく悪いと言っている企業より多くならないということであります。この3%と失業率が好転し始める数字というのは対応しておりまして、これは考えてみれば当たり前なのですけれども、景気がいいから人を雇うのであって、悪いから雇うわけではないので、景気がいいと企業が言い出すと、つまり、3%を超えて景気がいいという企業が増え出すと失業率が減っていくということであります。ただ、そういう意味では、ある程度の経済成長率、特に実質経済成長率が2、3%ないと、景気の体感も、失業率も、なかなか良くなっていかないということで、当たり前なのですけれども、経済成長というのは、これはどうしてもある程度は必要であるということであります。

では、先ほど第1番目のグラフのB点について、鉱工業生産指数と実質GDPは若干違うのですけれども、B点では鉱工業生産指数はそれなりに伸びてきていたのにどうもあまり世の中にうまく認識されていないと申し上げましたけれども、それは幾つか理由があるわけで、それは細かくやっていると大変な時間がかかるわけですけれども、それは明らかに雇用者の所得が伸びていないということであります。結局、失業率という意味で、その率と量の意味では労働市場は好転したわけですけれども、質というか、賃金という意味ではほとんど大きくならなかった。大体日本の場合、失業率が上がるのも遅いのですけれども、下がるのも遅い。オークン係数と言いますけれども、実質GDPの変化率に対して失業率がどのぐらい反応するかというと0.1。つまり、例えば3%実質GDPが成長すると、やっと0.3%下がるというような状況であります。そういう意味で非常にゆっくりとした労働市場を持つ日本経済であるということをまず頭に入れなくてはならない。

お配りしたレジュメに「[B]サイクルの様相」というところがあります。5番で景気はどのように上昇するかということで、景気循環、最初の1番のグラフでありましたように5年ごとに動くというのは、輸出が最初に来て、その後、在庫が減少し、企業利潤が増えて設備投資、人件費に波及して消費が増えて、その後、非正規雇用とかそういうところに行って失業率や物価に波及する。日本経済の場合、大体そういった順番になるということがグラフで示されております。これは日本の場合、特に立ち上がりが遅いといいますか、生産の立ち上がりは早いのだけれども、費用の立ち上がりは遅いということがあって、それはアメリカなどとはかなりすれ違うわけなのですけれども、そういった状況からこういう順番が来ているということであります。これを見ると、結局、B点であまり景気がいいと思っていないというのは、要するに小泉構造改革というものがあって、その後、景気が少しずつ良くなってきたのですけれども、なかなか自分の家計にお金が回らなかったという状況に来ているということです。回らないうちに世界の景気がどうも息切れしてしまって、リーマンショックが来たということになるわけであります。

ここで1点だけ、デフレ脱却ということで申し上げておきますと、「16a」というグラフがあります。 時々デフレ脱却はいつになるのだと聞かれることがありまして、私は、デフレはインフレより良くはない けれども、必ずしもそれほど大騒ぎするようなことではないと思っているのです。ただ、1番のグラフで 申し上げましたように、中期のトレンドをうまく表す言葉がないのです。つまり、金融面であれ、何であ れ、景気循環を超えて停滞が続くけれども、少子高齢化のような長期のトレンドではないという状況を表す言葉がないということです。それが一般的にはデフレ不況ということで、いけないのではないかと言われていると思うのですけれども、デフレの脱却ということも、実は1番のグラフで言うB点の時期、あるいはこの「16a」の棒グラフのほうの時期です。消費者物価指数というのは、ある程度2007年、2008年、あるいは2006年、2007年ぐらいから徐々に物価は上昇してきていたということが分かるわけです。2007年、2008年というのは資源高などいろいろあったので、景気がいいからとか、そういう理由だけではないのですけれども、とにかく20年間ずっとデフレが続いたわけではない。

それは大体どういうふうに説明されるかといいますと、丸の折れ線グラフで見ますと、これは書いてありませんけれども、毎月勤労統計の賃金指数から時間指数を引いてパートタイマーの賃金というものを見ると、パートタイマーの人たちが、労働市場がタイトになってまいりますと、アルバイト賃金が上がってまいりますので、そこで物価が上がっていく。もちろん物価が上がる理由や、インフレになる理論というのはたくさんあるわけでして、特にこういうコストプッシュ的な考え方というのはアメリカでははやらないのですけれども、日本の場合は単純にコストプッシュで考えれば簡単なのではないか。このパートの賃金というのは、失業率ということで下の丸の付いていない折れ線グラフと大体対応している。4%ぐらいを超えるとパートの賃金が上がってきて、デフレ脱却を果たすのであろう。しかし、先ほど申し上げたように4%を超えるというのは、実質GDPが相当上がらないとだめだというような状況で、ギリシャやユーロがうまくいったとしても、あと1年ぐらいはなかなかデフレ脱却というわけにはいかないのではないかと思います。

以上、景気循環の話はこれぐらいにいたしまして、レジュメで言うと2枚目の「[D]少子高齢化のもとの経済成長策」というところを説明させていただこうと思います。今までたくさんグラフを提示してご説明させていただいたわけですが、景気循環の場合、いろいろな統計が山のようにあって、どこかから引っ張ってくると、それなりにマクロの数字としてはよく分かるということがあるわけです。しかし、これから少子高齢化のもとで成長を進めていくということですと、将来人口推計などいろいろあるわけですけれども、それをもとに夢のようなシミュレーションをやっても、なかなか分からないところは大きいわけであります。経済成長の3要素ということで、景気循環のデータから言えるようなことを3要素に即してまとめてみますと、まず、資本を増やせばいいという話があります。人口が減るのは、少なくとも子供というのは一気に増やすわけにいかないから、これは資本を増やして1人当たりのGDPを高めようということです。ただ、これはあまり世の中で言われていないことですけれども、19番のグラフを見ていただきたいと思います。

19番のグラフで、これは純固定資産とGDP比率の内訳ということで、最後から3枚目です。これは何を示しているかということですけれども、最初の丸の折れ線グラフと三角の折れ線グラフということで、これはGDPと有形固定資産、企業の有形固定資産、あるいは住宅等建造物の比率というものをSNA

国民経済計算から取ってきてプロットしたものです。これはどういうことかというと資本の場合、もちるん細かく分類されているところもありますが、ある程度大まかに資本と言いましても機械と建造物に大きく分かれます。これを見ると不良債権と失われた10年の期間は、ものすごく建造物が多い。機械は右目盛りで棒グラフですけれども、機械の比率はそれほど変わらない。つまり、バブルとか不良債権といっても、これも言ってみれば当たり前ですけれども、何か工作機械などを山のように買うという人はいなくて、普通は何か大きいビルを建ててみる。そういった方向に走るわけであります。

考えてみると、90年、91年ぐらいから、もう既に少子高齢化社会に向かうということは分かっていたわけで、経済学のほうでは「ストック・エコノミー」などの本がかなり出ていたわけですけれども、そ

れで将来に備えてインフラ整備ということで、日本中の建物はかなりきれいになったところもあるのだけれども、バランスが取れなくなったというところも多いと思うのです。そういう意味で何か資本を増加させればいいというのですけれども、やはり資本も生き物だというところを押さえておかないといけない。このグラフの横のほうにa、b、cと書いてあって、金融政策の効果、年金の積立方式、1人当たりの生産性と書いてあります。私は金融政策を積極的にやろうという議論はあまり好きではないのですが、それはなぜかというと、いろいろな理由があるのですけれども、その1つにはお金を増やしても建物が増えるだけでは仕方がないのではないかということです。それから、積立方式というのも、もちろん外国に積み立てるということもあり得ますが、国内にいろいろ物的資本を積み立てていくということは、かなり無理なのではないかと思います。

実際的にもこのグラフというのは、2007年ぐらいでやっと底を打った。だから、やはり不良債権処理というのはやっと六、七年ぐらいで終わったと考えればいいのではないかということであります。そういう意味で、資本の増加というのも難しい。それから、労働の増加ということは、今日はあまり申し上げませんけれども、これから労働力人口が減っていくということは確かなのですけれども、あまり無理してどんどん働かせるというのもいかがなものかと私は常々思っております。それで、非正規雇用の人が増えて、なかなか労働市場がタイトになりにくい。タイトになりにくいと市場メカニズムというのはなかなか働かないということで、それはいろいろやっても難しくなっていくということがあるのではないかと思います。

最後に、東京都ということで、20番で少子高齢化と地方ということで、私は特段専門というわけではないのですけれども、高齢化ということに絡めて若干いるいる調べてみたということで、説明をさせていただきます。少子高齢化の対策ということで都市にこれからも人口は集中するということで、人口集中地区という概念があるそうで、これは統計を見ると出てきます。これを県別にAのグラフでプロットいたしますと、やはり右上がりになっていく。つまり、人口集中地区の比率の高い都道府県ほど将来推計人口も減るのが少ないというようなことになるわけであります。もちろん、都道府県というのは47しかありませんし、県の中でもどこに集中するかということが大事なので、それはもっとビビッドに出るのでしょうけれども、一応、県ごとに分けるとそういうことになる。

では、人口の推移ということで、基本的に若者と高齢者を分けて考えなくてはいけないだろう。やはり若者の場合、仕事を求めて移動するということで、県別の格差というのは、格差社会という言葉がはやったときに少し調べられたこともあるのですけれども、必ずしもそれほど賃金、俸給の変動係数が大きくなっているわけではない。むしろ、財産所得というもの、例えば株式配当を持っている人と持っていない人というのは、各県ですごく違うらしく、そこはすごく大きくなっているけれども、それは過密、過疎の問題を解決するかどうかは別として、若者というのは非常に動いていくということになる。しかし、高齢者の場合、移動しないということでありますから、Cのグラフで見ますと、65歳以上の人口の比率と24歳以下の人口の比率というものをプロットいたしますと、65歳以上の人口が多い都道府県と少ない県というふうに分かれていく。そのように分かれながらもだんだん下のほうに移っていくということになるわけであります。

Dというところで見ると、2004年から2008年まで、先ほども申し上げたとおりに景気は回復していき、多少、都心部ではミニバブルと言われるくらい土地は上がったわけですけれども、これを見ると分かりますように、Dというところで、これも47都道府県なのですけれども、ほとんどの県の商業地価は、この時期においても下落している。1つだけ突出していて、グラフの美しさを阻害しているのが、これが東京であるということで、結局、東京しか上がらなかったということです。最後に、これは私が作っ

たグラフではなく日銀の方が作ったグラフですけれども、あとの4つは一応私がデータで取って作ったのですけれども、行政コストというものはスケールメリットがあるということであります。それは水道などを考えても明らかにあるわけですから、そういう意味では、少子高齢化ということは、行政コストのみならず、いろいろな面でスケールメリットが逆に効いてくるということであるということで、それはもう少しいろいろ考えていかなくてはならないのではないかということであります。

最後に、東京は特殊、例外的ということで、通常、問題というのは、東京に一極集中で取られてしまうから、人、若者がいなくなってしまうから何とかしなければいけない、ということなのですけれざも、東京都が考えるということですと、それとは逆方向から考えなければいけないのだろうと思います。特に出生率というのは、最後に少しグラフがついて、一番右の下のほうで、女性の平均給与と合計特殊出生率ということで、東京の場合、給料が高くて、なおかつ出生率が低い。あるいは先ほどの地価ということで、東京の地価だけ突出しているということですから、日本全体の少子高齢化の議論とは異なるけれども、それと補完的な対策が求められているのではないかということで、やはり何と言っても考えなくてはいけないのは少子高齢化だろうということで、私の発表は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【小委員長】 教授、大変ありがとうございました。

それでは、ただいまの先生のプレゼンテーションにつきましてご質問もしくはご意見等ございましたら、 どなたからでもよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 今、我が国の国債の残高が約800兆円と言われておりまして、これから財政再建をどうするか、そういう中で景気対策をどうすべきか、国債の依存度をどの程度に抑えるか、歳出削減をするか、消費税を増税するかという議論がいろいろ行われているわけですけれども、一方、バブル崩壊後の議論を少し思い出してみますと、財政出動をするということでかなりの国債を発行して景気対策を行う。そのような景気対策をすることによって税収が増加するから財政再建はできるのだというような議論があったと思うのですけれども、結果的にはこの構図が崩れて、逆に国債の残高は非常に増えてきているわけですが、この構図が崩れた原因というのは何にあるとお考えでしょうか。成長戦略がなかったということなのでしょうか。

【教授】 力強く成長するほどの力がなかったということで、1番のグラフで、滑り落ちてしまうということは、やはり病み上がりではなくて病気の体だったということだと思います。ただ、健康だったら借金を返せるというのは正しいと思うのですけれども、財政施策をどんどんやれば健康になるということではなくて、もともと基礎体力があったから少しカンフル剤を打っても元気になれたということであって、財政政策自体にすごい力があるということはないのではないかと私は考えております。

あと、あまり時間がないので申し上げなかったのですけれども、11番に少し財政と関係がありそうなところがございまして、私は、ここは財政の先生方が多いので、素人が申し上げるようですけれども、若干、税収見積もりなどがやはり拙いと私は思っているのです。これを見ると、11番の下のほうのグラフを見るとものすごく動いているのですけれども、棒グラフは、これは見づらいのですが、動きが小さいのです。だから、生産はあまり動かないのに税収はすごく大きく動く。ただ、財務省の税収見積もりのような書類、きっちりきれいなデータになっているわけではないのですけれども、毎年少しずつ、1%は上がるだろうとか、1%は下がるだろうと書いてあるのですけれども、もう少し何か改善の余地があるのではないかなと思っておりまして、そこから考えると、税制改革であるとか、今後、増税であるとかいうのは、やらなければしようがないのだろうとは思うのですけれども、もう少し何かいろいろできるのではないかなという気はいたしております。

【小委員長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 結局、財政再建をするために景気を良くしなければならない、そのためには借金をすればいいというような議論は、いろいろな経済情勢を判断してやらなければ、良い結果が出てくるということにはならないということなのですか。

【教授】 そうですね。ずっと所得税でもすごく下がっておりますし、それは半分は意図した結果であるということもあると思います。

【小委員長】 それでは、ほかはいかがでしょうか。ただいまのプレゼンテーションにつきまして。 では、 委員。

【委員】 ご報告、どうもありがとうございました。先ほどの11番のスライドに関連してなのですけれども、これは直接、増税のタイミングですね。私自身も例えば増税は将来、当然必要になるとは思っているのですけれども、それは多分、誰に聞いても分からないかもしれない。マクロ経済に与える影響で、増税したら成長が止まるのではないかとか、97年のGDP、あれも本当の原因はよくわからないのですけれども、前例があるので、多分、心配なさっていらっしゃる方は多いかと思うのですが、そこはどうお考えになっているのかお聞かせいただければと思います。

【教授】 増税のタイミングというのも若干は考えたことがあって、それはもちろん正確には分からないのですけれども、大体四、五年ごとに景気が循環する。景気が相当良くなったということで、あと3年後とか2年後とかになると、必ず悪いときに当たってしまうということで、97年の場合はまさにそうだったと思うのです。それから、97年の場合は消費税も増税するけれども、ほかのものも国民負担を上げるということで、9兆円の国民負担ということで、9兆円といいますと、大体500兆円の2%に当たるということですから、先ほど失業率や日銀短観で、2、3%ぐらいで景気のいい悪いがあるというふうに申しましたけれども、そうするとやはり9兆円取ったというのは、それはかなり悪い影響は出たのだろうと思います。

ただ、では、それは傷口が破れたということで、そのまま放っておけばよかったのかということもありますので、テクニカルとか、タイミングという意味では改善の余地がありますけれども、ずっと国民負担は上げなくてもよかったのかとか、消費税を上げなくてもよかったのかとか、あるいは不良債権をそのまま放っておいてもよかったのかということにはならないとは思うのです。私は消費税を、多少、コンティンジェントに、機動的に税率を変えることができるのだったら、そちらのほうがいいとは思いますけれども、それはほかの税金というのは、いろいろ特別措置などで毎年すごく変わるわけですから、そこら辺でそれができないというようなことは消費税の場合どうなのかなと思います。

【小委員長】 では、 委員。

【委員】 教授、どうもありがとうございました。私は逆に法人税が気になるのですが、その法人税、新聞にも載っていました。経済産業省のほうから法人税を下げることで成長を促すというようなことがあるのですけれども、先生のお考えの中で税制自体が企業全体にとってどういうインパクトを与えるのかということについてお考えをお聞かせいただければと思うのですけれども、その企業行動の中にはいろいるな要因で企業が経済行動を取る。その場合に法人税率を下げることで、投資が本当に活発化するのか。諸外国と比べて日本の税率が比較的高いために、立地を日本国内から海外へ移すという行動が起きてきているのではないか、という議論もあります。

しかし、そういった立地そのものは、もっとほかの要因で、例えば労働の賃金の高さとか、新興国におけるマーケットの存在とか、そういったことでも決定されてくるわけで、必ずしも税率水準がすべてを決定するとは限らないという議論もあるかと思います。他方で表面的な税率、実効税率を含めて日本が相対

的に高いということもまた指摘されていることでして、そういう意味で法人税率の引き下げという議論が 起きてきているのかと思うのですけれども、これまで経済のトレンドを分析されてきた視点から、法人と 税制の関係ということについて先生のお考えをお聞かせいただければと思います。

【教授】 法人税については、非常に深く考えてきたというわけではないのですけれども、感触として、今一生懸命、法人税を下げて投資が活発になるかというと、必ずしもそうではないのではないかとは思います。それはわりと日本企業の構造の場合、単純なので、6番に資本と労働への派生需要というのがあるわけですけれども、これは営業利益が上がると人件費と設備投資が上がるということで、確かにそういった意味では法人税を下げると純利益は上がるわけですから、その効果がないわけではないとは思うのですけれども、では、今どんどん逃げるのかというと、どうなのかということで、もう一つ考えは定まらない。それは私は専門でないのでよく分からないですけれども、社会保障とは違うなどといろいろなことが言われています。だから、少なくともそれを一番にやるという必要はあまりないのではないかとは思います。

【小委員長】 ほかはいかがでしょうか。 委員。

【委員】 今の事項に関連して2つ質問をさせていただきたいと思います。1つ目が設備投資と人件費の関係を図の「10a」から載せておられると思うのですけれども、ここで主張されていることでミスリードする資料、報道というところが書かれていると思うのですけれども、これをできればもう少し詳しく説明をしていただければと思います。それが1つ目です。

2つ目が、こういった議論をするときにグローバル化の要因というのをどういうふうに取り入れて分析をするのかというところが、私にとっては悩ましいところなのですが、どういうふうに外生的な要因と捉えていくのか、90年代以降のグローバル化の要因の捉え方というのをお聞かせ願えればと思います。以上、2つです。

【教授】 「10b」からというのは、b、c、dという資料は抜いておけばよかったのですけれども、労働分配率が日本は高いという話で、この「10b」というのは経済産業省の資料です。日本の労働分配率は高いという話ですけれども、このグラフを見ると高いように見えるのですけれども、1枚めくっていただくと、もともとの経済白書の記述ということで、このグラフはもともと経済白書から来ているのです。確かにそのグラフは経済白書に載っているのですが、もう一つもグラフが載っていて、もう一つのグラフで見ると日本はすごく労働分配率は低いという結果が出ているのです。

だから、こういうインチキみたいなことはよくないという例で、某所でお話しさせていただいたのですけれども、私は結局、労働分配率というのは、もちろん慎重に使うといいのですけれども、それは例えばサービス産業が非常に多ければ労働分配率というのは高くなるに決まっているわけで、だからアメリカは高いわけですね。だから、あまり国際価格からいろいろ言うというのは、産業の違いなどいろいろあるのでできないのではないか。むしろ、わりと日本の場合、非常に過剰に投資して収益が上がらないという面があって、そういった意味でもう少し内需、あるいは消費のほうにお金を向けるべきだと考えてきているということで、そのラインで労働分配率を考えてきているわけであります。ただ、労働分配率が、それだけで低いとか高いとかというのは非常に言いづらいのだろうと思います。

もう一つのグローバル化の話なのですが、確かに日本の場合、内需はなかなか盛り上がりにくい構造であるということは確かなのですけれども、まず1つはすごく労働市場が温まるのが遅いということですから、2004年から2008年までで雇用者報酬があまり伸びなかったのです。GDPが二十数兆円伸びたうちで、雇用者報酬は7兆円ぐらいだったわけで、よく消費がだめだとか、内需はだめだと言いますけれども、給料が上がらないと、それはやってみないと分からなかったことだけれども、やってみなかったのだから、多少まだ何とも言えないところがあるのだろうと思うわけです。

それから、企業のグローバル化というのは、やはり稼いでくれるということは非常に大事なわけです。 それは稼いでいただきたいとは思うのですけれども、それをやはり還元しないというか、できないという か、還元しなくてもいいというような構造のままでずっと来ている。では、いろいろ給料を払えとか、金 利を払えとか言ったら逃げてしまうのか、あるいは法人税を払えと言えば逃げてしまうのかというと、そ こは大丈夫ではないかなというふうに私は思いますけれども、そんなに急激に動くということはないとは 思います。あと、やはりユーロ圏とか、北米とか、そういう地域的につながった経済統合の場というのが できて、国際的にはみんな動くという話が盛んなのですけれども、日本は島国だし違うかなという気がい たします。

あと、法人税の話で少し考えると、日本の場合ゼロ金利、量的緩和ということで利子負担というのはものすごく低いわけです。それはこの中のどこかにもありますけれども、ほとんど日本企業というのは平均的にはほとんど利子を払っていないという結果が出ているのです。そう考えると、法人税はアメリカと同じぐらいかもしれないけれども、利子負担は低いのではないかとか、給料のわりには人がたくさん働くのではないかとか、いろいろ考えると、あまりそんな簡単な議論はできないのではないかと思います。お答えになっているかどうかわからないですけれども、以上です。

【小委員長】 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。 では、会長。

【会長】 貴重なお話、ありがとうございました。少しお伺いしたいのは、先生のレジュメのDの少子 高齢化のもとでの経済成長策について、経済成長の経済理論というのでしょうか、理論的なマクロ経済学のフレームをどういうふうに考えて、こうした成長策を考えればよいのですか。ここで挙げられているのは通常のマクロ経済学の基本的な考え方なのだろうと思うのですが、北欧の成長の仕方では人的資本の質的な、労働の質の問題みたいなものが少子高齢化のもとで重要になってくるというようなところ、それから、労働の増加のところに、いわゆるマイグラント・ワーカーというのでしょうか、外国人労働の取り扱い、こういうふうなものも含めていない。これらについて、先生の頭の中にある経済成長の基礎理論みたいなものはどういうフレームなのか。労働の質や教育投資をどう扱うのか。それもフレームにかかわると思うのですが、これをどういうふうにお考えになっているのかを伺いたいと思います。

【教授】 本当は経済成長理論ということで、内生的成長理論で子どもの数を内生化するというモデルはたくさんありますし、もちろん研究されている方もたくさんいらっしゃるのですが、気分としてそういうことを考えるというのもいいし、あと人的資本で高めて労働者の質を高めるというのも、それはもちろん異論はないのですけれども、では、実際にどういうふうになるかというとなかなか、小学校からきっちり教育していくとか、そういうことなら効果はあるかどうか分からないけれども、いいかなと思いますけれども、実際に例えば教育訓練をすごく増やすとかというのは、あまり私はなかなか難しいのではないかと思います。それよりもむしろ、何度か申し上げたのですけれども、なるべく労働市場をタイトに持っていって、それなりに劣悪な環境から逃げられるというマクロ的な条件を整えるほうが大事なのではないか。基本的に、これは直感論ですけれども、日本の労働者はよく働くし、優秀だというふうには思うのですけれども、訓練してできるようになること、できるようにならないことというのはあるわけですから、北欧についてはあまり詳しくないですけれども、少し違うのではないかと思っております。

【小委員長】 ほかはいかがでしょうか。

それでは、 教授のプレゼンテーションについての質疑応答は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

それでは、引き続いて本日のテーマの審議に入りたいと思います。まず、事務局から資料の説明をお願

いいたします。

【税制調査担当課長】 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。「経済成長と税制に関する資料」となっております。ページを1枚めくっていただきますと目次がございます。まず、1ページ目から7ページ目までですけれども、「新成長戦略(基本方針)」のポイントということになっております。これは去年の年末なのですけれども、政府のほうで出しました新成長戦略のポイントということでございます。

1ページ目が表紙ということで、2ページ目と3ページ目に基本的な考え方ということで政府、政治の強力なリーダーシップによる成長分野での需要の創出ということを基本に掲げているということでございます。それをさらに具体化したものが4ページ目です。具体的な目標としてGDPの成長率を名目3%、実質2%を上回る。それから、名目GDPにつきまして2020年度に650兆円を目指す。それから、失業率は3%台への低下を目指すということにして、それに向かって、この下の図にありますような4つの分野、環境・エネルギー、健康、アジア、観光・地域活性化といった分野における需要の創出、それからまた成長を支えるプラットフォームということで科学・技術及び雇用・人材の2つの分野、合わせて6分野につきまして重点的に取り組むということにしております。具体的には5ページ目から7ページ目までに、それぞれの分野ごとに2020年度までの目標、それから、そのための主な施策というものを掲げているという内容でございます。

それから、次の資料、8ページ目なのですけれども、「新成長戦略の今後の進め方」でございます。これにつきましては昨年末に出ました基本方針に沿って、今後どのように進めていくかということでございます。具体的には一番下にございますけれども、6月ごろに「新成長戦略の全体像の取りまとめ(工程表を含む)」ということになっております。

それから、次に資料の9ページ目です。「成長戦略策定会議の開催について」ということでございます。 これにつきましては、この成長戦略取りまとめのための会議を全ての国務大臣が参加して行うというもの でございます。

以上が昨年末の政府の成長戦略に関するものでございます。

それから、次、10ページ目ですけれども、新聞記事の抜粋でございます。増税による経済成長ということで、菅直人副総理兼財務大臣の発言というものでございます。新聞記事から主要な発言をピックアップしたというものでございます。

引き続きまして11ページ目から14ページ目まで、これにつきましては日本経済団体連合会がこの4月に出しました「成長戦略2010」の概要でございます。政府の成長戦略の基本方針の目標設定を受けるとともに、ここにございますような、11ページ目の真ん中あたりに、4つの視点と書いてございますけれども、企業の国際競争力の強化、需要面だけではなくて供給面、それから、大企業、中小企業の一体的な対応。それから、税・財政・社会保障の一体改革。パブリック・イノベーション、という4つの視点を打ち出しているところでございます。

12ページ目につきましては、成長に向けた6分野での戦略及び規制改革も主張しているということでございます。

それから、13ページ目以降につきましては、先ほど申し上げました税・財政・社会保障の一体改革、 特に税制につきましては14ページ目の中ごろです。消費税の拡充、所得税の再配分機能の回復、法人実 効税率の早期引き下げといったことを主張しているといったところでございます。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長】 それでは、まず、ただいまの資料につきまして何かご質問はございますでしょうか。

それでは、先ほどお配りしております「第1回小委員会論点」という資料をご覧いただきたいと思います。今回のテーマは少子高齢社会の経済成長と税制のあり方について、論点1、税制検討の前提として、少子高齢社会を迎える東京都の将来像や成長戦略をどのように描くか。また、中央・地方政府の役割をどう考えるか、という点が1つ目でございます。

それからもう一つは、税制についてですけれども、実施のタイミング及び優先順位を含めて税制改革を どう進めるべきかということでございます。既に 教授のプレゼンテーションについての質疑応答もそ の議論に入っておりまして、少子高齢化対策が重要であるという点、それから、消費税の増税、あるいは 法人税の減税といった、いわゆる税制改革と成長戦略との関連についても既にご発言がなされているかと 思いますので、こういう点も踏まえつつ、ご議論をいただきたいと思います。これについて、まずどなた からでもご発言いただければと思います。

委員。

【委員】 かなり広いテーマですので、本当はこれは今回に限らず何度かこういう論点を出していくべきテーマだと思うのですけれども、今後、これで少子高齢化に限らず、例えば経済グローバル化という議論もそうですが、税制がこういったテーマについて対応を何らかの形で迫られていくと思いますし、政府税調、あるいはその専門家委員会のほうでも例えば消費税について、それから、所得税について、例えば

先生が菅直人財務大臣に対して増税基調でこれから考えていくことが必要であるということを議論されたと思いますが、その中で、例えば消費税率の引き上げであるとか、所得税の課税ベースの拡大であるとか控除の見直しその他によって税制改革をそういう方向に持っていくとした場合に、地方にかかわってくる部分というのは当然ございますので、地方消費税であるとか、それから、住民税にかかわる部分でどういうふうな対応策を手法として考え方を持つべきかという論点がここで1つ問題点になってくるかと思います。

それから、参考資料で入れていただいている平成21年度の東京都税制調査会の中間報告のポイントでは給付付き税額控除の検討というのがございますけれども、今、政府のほうでどれだけ給付付き税額控除についての真剣な議論が行われているのかはわかりませんけれども、消費税の引き上げとの関係で、その逆進性の対策としてよくこういった議論が出てまいりますけれども、同様にやはり少子高齢化に対する財政上、これを賄う消費税率を引き上げるというようなこととの関係で必ずこれもセットで所得税とのほうで、これにどういうふうに対応するかということにかかわってきますが、そういうふうに考えていきますと、今後の少子高齢化の議論の中でこれから起きてくる、ある程度増税基調で起きてくる税制改革に対して手法、税はどうあるべきなのか、かかわっていく分について論点整理をしていく必要があるのではないかと思います。

もう一つは、法人課税ですけれども、 教授の質問の中でも言いましたように、今朝、日本経済新聞の記事にもありましたが、やはり経済産業省が法人税、実効税率の引き下げというのを求めてくる。これは昔から何度も経済産業省のほうからはそういう税制改正要望が出てきているのですが、例えば民主党のマニフェストの中にも、そういった形で法人税率、実効税率引き下げをマニフェストに書き込むという話も出てきておりますが、そういうことになった場合にどういう方向で今後そういう方向性が打ち出されてくるのかというのが私もすごく気になっておりまして、かつてドイツがやったように国・地方を合わせた形で、どうしても最高税率、国と地方を合わせた法人の賦課税率を30%以下にしようというようなことが出てきて、ずっと避けていったわけですね。

法人税率は40%だったものを15%まで国税を落としたのですけれども、こういった中で法人に対する全体の負担を下げましょうというような話になってくると、当然、事業税の税率水準というものも多分、

議論の対象になってくるのでしょうし、そういったことも踏まえて法人事業税のあり方、ここには昨年度の中間報告のポイントでは実効税率の引き下げに慎重であるべきとだけ書かれているのですけれども、そういった税制改革のトレンドが政治的な動きとして明快になってきたときにはどう考えるのかとか、それから、ドイツの場合にやはり同時に課税ベースの拡大をかなりやっておりましたし、日本で言うと法人事業税の支払い税額については控除できなくなったと聞いておりますし、実質的にかなりベースが広がることで、税率は下げたけれどもベースは広げたという改革を同時にやっているわけです。こういった形でその法人関連税制についても今後の税制改革の方向性ということで成長を促しながら、しかし、今後、持っていくべき方向について地方税としてどうあるべきかを東京都税制調査会として方向感覚を議論していくということが必要ではないかと思っております。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございました。

ただいまのご発言につきましては、地方消費税、個人住民税、それから、法人課税、それぞれの面についてのご意見かと思います。1点だけ申し上げておきますけれども、確かに法人関連税につきましては、先ほどの 教授の話にもございましたけれども、いわゆるGDPの変化率に比べて法人税の変化率が非常に激しいというのは、要するに黒字法人だけに課税しているからという面がございます。もちろん、政府でいろいろ議論している場合にも当然のことながら、先ほど 委員がおっしゃったとおり、ドイツの税制改革はどうなのだという議論も当然話題になるわけでございまして、確かに法定税率を下げた、そのかわりに営業税の損金算入をやめたとか、あるいは支払い利子の損金算入を制限したとか、いろいろな課税ベースの拡大策を取っているために実質的にはあまり減税になっていないのではないかという面があるわけでございます。確かに法人所得に対する実効税率を下げるということと、法人から税を取らないということは話は別というか、イコールではないということはあるわけでございますので、当然、それは議論になっていくかと思います。昨年度の中間報告について、実効税率の引き下げについては慎重であるべきというふうに書いた意味は、実効税率という意味もあると思いますが、しかし、税負担という広い意味でとらえることもできるのかなと思いますので、それはさらに今後の検討の課題になるかと私も考えております。

これにつきまして何か、あるいは別な面でも何かございましたら。では、 委員。

【委員】 1つはこの「論点1」なのですけれども、少子高齢化社会を迎える東京都の将来像や成長戦略をどのように描くかと書いてあるのですけれども、この東京都の将来像について、この小委員会でこれから議論を進めていくということなのですか。それから、成長戦略についても、先ほど国がいろいろ取り組むという話がありましたけれども、この成長戦略はどうなのだというような議論も進めていく予定と理解してよろしいですか。

【小委員長】 これにつきましては、私もこの論点を出させていただく過程でいろいろ考えたのですけれども、確かに税制調査会が、あるいはその小委員会が東京都の成長戦略を決めるわけではないわけでございます。当然のことながら東京都は知事を先頭に成長戦略全体を検討するという役割が、ほかの部局も含めて全体の課題としてあるのかと思います。そこにつきましては、事務局の方々にも、東京都としての成長戦略というものの検討状況につきまして少し、できればどうなっているかということを調べておいていただきたいということをお願いはしているのですが、その辺りについては今のところいかがでしょうか、何かございますでしょうか。

【税制調査担当課長】 東京都における成長戦略、要するに東京都が目指すべき全体像的な話ということになりますと、少し昔の話になるのですけれども、平成18年の12月に「10年後の東京」というこ

とで、そのときから10年後ということになりますから、平成で言うと28年、西暦で言うと2016年、オリンピックの年ですけれども、その年に向けて東京はこうあるべきだというようなビジョンを描いて、それに向かって具体的にそれぞれの分野ごとにどんなことを取り組んでいきましょうということを全庁的に取り組んでいるという状況でございます。10年後の東京ということで、ビジョンが幾つかあるのですけれども、例えば水と緑の回廊で囲まれた美しい町・東京を復活させる。あるいは3環状道路により東京が生まれ変わる。あるいは世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する等々といったビジョンが、大きく分けて8つあります。そういったことを踏まえて、そういったことすべてを通じて活力のある美しい町・東京をどんなふうに描いていこうかということで具体的なところをやっています。

その中で特に産業的な関係ということになりますと、都市型の産業、特に社会的な課題対応型の産業といった環境とか健康・福祉・医療、それから、東京のセンスを発信する、いわゆる情報発信型産業、あるいは多摩シリコンバレー、あの辺は非常にハイテクですとか、ナノテクノロジーといった産業集積が盛んになっている。そういったものを育成する。あるいはその基盤として、いわゆる3環状道路、あるいは羽田空港の機能強化といったことも踏まえたインフラストラクチャー全体の整備を通して、東京だけではなくて筑波とか、そういった幅広いエリアとの連携を踏まえて成長を進めていくのだというようなことを今のところ大きなビジョンとして描くとともに、3年ごとの実行計画でフォローアップしているというのが全体的な現状でございます。

【委員】 今のようなことを踏まえて、東京都税制調査会としてどういう税制を考えるべきかということでいいわけですね。分かりました。

それともう一つ、今の法人税の問題ですけれども、これからの景気対策や、国際競争力の問題で法人課税の税率の引き下げ圧力というのは非常に強くなると思うのです。ですから、やはり法人税率を引き下げても、そういう効果は必ずしも上がらないという理論的な何か論拠をこの小委員会としても少し議論しなければいけないのではないかと思うのですが、なかなか難しいことだと思うのですけれども。

【小委員長】 それについては、いろいろと委員の間にもご意見があるかと思いますので、当然、それはこれからの議論になります。議論を深めていきたいと考えております。

政府のほうで出されている成長戦略は12月のいわゆるフレームがあって、その具体的な内容につきましては来月取りまとめられるということで、ただいま検討されているようでございますけれども、これにつきましては先ほど資料の説明がございました。資料ですと新成長戦略基本方針の4ページ目にはGDP 成長率名目3%、実質2%を上回る、それで失業率は3%台に低下するというのを目標にすると書かれていましたけれども、先ほどの 教授のお話ですと、これは少し甘いということになるのでしょうか。その辺りはいかがでしょうか。

【教授】 いえ、これは良いのではないでしょうか。申し上げませんでしたけれども、今まで実質大体 1%ぐらいなのです。ただ、不良債権処理というのは平均的にGDP比2%くらいの影響を与えていますので、すごく単純な計算ですけれども、あと10年ぐらいは3%ぐらいで来てもおかしくはないと私は思っているのです。

【小委員長】 そういうことで、いかがでしょうか。それでは、引き続いてこのテーマにつきましてご 自由にご発言いただければと思います。

委員。

【委員】 テーマ自体の論点はすごく難しいと思うのです。話しにくいと思うので、税制改革等々に絡めてタイミングも少し難しいと思うのですけれども、増税をどう考えるかということで、増税については基本的に国税のことしか話が出てきていないですね。この地方のほうの東京都税制調査会で、東京都の税

の増税は考えないのか。首長としては増税の話はしたくないのでしょうけれども、それはやはり地方分権、 分権と言っているわりには、自分のところの増税、結局、消費税といっても国の政治家に上げてもらうだ けですから、責任を逃れているようなところがあるのではないかなと僕は昔から思っています。それが 1 つです。

それと、消費税は上げなければいけないのでしょうけれども、その分、地方の取り分を上げてもいいとは思うのですが、その配り方ですね。今は、私も総務省のほうで委員会には入れてもらっているのですけれども、清算基準を精緻化する方向で今、経済センサスが今度あるようで、それを利用した清算を精緻化する方向で議論は行っているのですけれども、果たして地方消費税なり消費税を社会保障財源として考えたときに、今までの清算基準で分けていいのかという問題もあると思います。ただ、これを言ってしまうと、東京都にとっては多分マイナスになる議論になると思うのですけれども、社会保障財源だったら地域の社会保障ニーズに応じて配るべきだと思っています。実際、今、都道府県に現在の地方消費税が配られているのですけれども、半分は市町村に都道府県が配っています。だから、市町村にとっては、もう既に交付金ですし、その配る基準も、あれは人口と何でしたか。

【小委員長】 確か市町村に行くのは人口と従業者数が半々。

【委員】 従業者数ですよね。だから、わりとタブーになっているのかもしれませんけれども、本当に社会保障を充実するというのであれば、その辺りの配り方も議論すべきと思います。消費税になるとやはり低所得者の対応をどうするかということになって、これはカナダの例で言うと、所得をちゃんと把握しなければいけなくなりますので、これはほかの論点にも出ていますけれども、税務行政のことをどうしてもちゃんとやる必要があると思うのです。社会保障番号でもいいし、何でもいいですけれども、ちゃんと所得を低コストで捕捉できるようなシステムで、ここで歳入庁構想があるのですけれども、税務に携わっている現行の組織というのは国税庁と、収入という点で旧社会保険庁ですね。あとは地方自治体の税務担当をどうするかということです。結局、税制を簡素化してタックスベースを同じような形に持っていくのであれば、その国と地方がばらばらに税務をやるということは、私は非効率この上ないと思っていて、本来であれば地方自治体にも優秀な方はいっぱいいらっしゃるので、その辺りのリソースと国のリソースを一緒にして強力な歳入庁を作るべきだと私は思っているのです。

だから、地方自治体からも人を出してもらうということであれば、人的にも地方にも根差した活動ができるはずですから、当然、税務署というのは地方になければ話ができませんし、その辺りのデザインをちゃんとやっておかないと、十分ではないと思っています。論点は、増税は地方はやらなくていいのかというポイントと、消費税を増税してもいいのですけれども、その増税分の配り方の点、本当に社会保障財源であったり、今の清算基準でいいのかという点と、あとは消費税に絡めて低所得者対応をやるのであれば、所得をちゃんと把握する必要があるので、その関連で税務の点を人材でも組織でも、その点をどう考えるか。二重行政ということで、いろいろ意見を言われていますけれども、税もかなり二重行政があると私は思っています。

以上です。

【小委員長】 今の論点は主に消費税、あるいは地方消費税に関連する3つ論点が挙がったかと思います。

【委員】 地方の増税はもちろん住民税、固定資産税もです。

【小委員長】 それも含めてですね。

【委員】 はい。

【小委員長】 この辺りにつきましては、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

東京都の税制調査会ということで、これは本当は一番初めにやればよかったのかもしれない 点ではありますが、そもそも東京の特質というのが、ほかの都市と比べて何が特質でどんな財政需要があ るのかというところを明らかにすることが必要だろう思います。今日、 教授から出していただいたも ので合計特殊出生率の違いで、東京都と沖縄が異常値のような形をとっていることを見ると、東京都は合 計特殊出生率で考えると将来的には少子化のスピードが速い形になるという意味では、将来像でこれに対 応するには東京都がまず先頭を切ってどう考えるかというふうに考えていかなければならないと、そうい う立ち位置を素朴に議論にしていると、普通に地方全体の話をしてしまう場合もありますし、東京都にな ったらどうなのかというふうに考えることもあるので、社会構造の変化の中で東京都が少子高齢化社会の 将来像というふうに捉えるとすれば、少子化と高齢化で東京都がどれくらいの位置にあるのかということ を明らかにするのがまず先決で、その後の段階で、では、そのサービスを東京都がやるのか、どんなサー ビスを提供するのかというところに、国がやるのか、東京都がやるのかという話になるのだろうと思いま す。そこがはっきりして初めて税務執行面の話がおそらく出てきて、その所得情報とか、あるいは社会保 障の給付にあたって住民税の情報を使ったり、そういうものを整理できないかとか、そういう税務執行面 の議論にもなっていくのだろうと思いますので、将来像という観点で言えば、こういった東京都の特殊性 というものをもう少し何か論点で挙げていただけると議論がしやすいかと思います。

【小委員長】 ただいまお二方からご意見が出ております。私の知る限りで少しコメントを申し上げますと、地方税としての増税につきましては、当然のごとく今の地方税制の体系では、いわゆる標準税率をどう考えるかという問題、いわゆる全国レベルでの増税の問題と、それから、いわゆる独自課税といいますか、超過課税ですとかそういった問題、それから、法定外税、そういういわゆる独自面と両方あるのかと思います。

消費税について言うと、今のところ一律税率になっておりますので、今のところできることといいますか、これはもう既に全国知事会などが地方消費税を増税すべきであるということを主張しているわけです。ということで、さらに東京だけ上げるということについては、今のところはできない。ただ、それは技術的にできるのではないかという研究をされている方はいらっしゃいますので、それについてはその進展を待ってまたそういう選択肢も出てくるのかと思いますけれども、そういう状況です。ただ、個人住民税に関しては当然できるわけでございますので、それは当然、各団体の判断でそういうことが検討課題になるということかと思います。

それから、清算基準のほうにつきましても、これは社会保障目的税という考え方をまず誰がどこまでコンセンサスが得られているかというのは、私は分からないところはあるのですが、国の消費税が社会保障目的税になるというのと地方消費税が社会保障目的税になるということについてのコンセンサスがあるかどうかということかと思います。ただ、消費税は必ず社会保障に使わなければいけないのだということが、アプリオリに決まっているわけではないと思いますので、清算基準というのが社会保障ニーズにあるということがストレートに出てくるのだろうかと。

【委員】 では、言い方を変えれば、私はそうすべきだと思っています。

【小委員長】 そこはご意見として伺っておきます。

それから、番号制につきましては、第4回でも徴税システムのことについてまた議論を改めてさせていただきたいと思いますし、実は第1回の総会でも 教授においでいただいたとき、 教授のご発言は確か給付付き税額控除をやるときにも、むしろ実態として、いわゆるインカムテストについての情報は、むしろ国の税務署よりも地方団体のほうが今は持っているという現状があるので、そこを踏まえて、むし

ろ地方の側でそういう実験をやってみるのがいいのではないかというご示唆もいただいておりますので、 果たしてどういうことができるのかということについての議論もさせていただきたいと思います。

それから、東京都の特徴というか、特殊性ということについては、これも第3回に固定資産税のところで必ず出てきますので、ご存じのとおり23区につきましては東京都が固定資産税、都市計画税を徴収しているという現実もございますので、そういったところについての論点も当然この中に含まれるかと思います。また、東京都の全体的な特徴といいますか、特殊性についてもさらに検討を深めさせていただきたいと思います

いかがでしょうか、ほかに何かございましたら。 委員。

【委員】 今の点に追加ですが、前回の総会のときにご報告いただいた 教授のかなり大胆な将来予測がありました。あの報告によれば、むしろ今後、社会保障関係で大変になるのは東京であるという結論でした。ですから、例えば先ほどの 委員の社会保障ニーズに応じて配ることは、むしろ東京にとって不利になるかもというお話もありましたが、むしろそういうほうが東京にとってはいいという話もあり得るかもしれないですが、そういった東京の将来的な人口構成がどうなっていくのか、それに伴って財政需要が、社会保障関連の東京における社会保障関連財政需要がどういうふうに変化していくのかなど、こういった点も 委員が要求された東京の特徴と言いますか、現時点での特徴というだけではなくて、おそらくかなりの人口構成の変化が今後20年から30年で起きてくる可能性もありますし、そういうものを踏まえて議論したほうがいいのではないかと思います。

【小委員長】 わかりました。ただいまのご発言につきましては、いわゆる社会保障ニーズは当然、東京の人口構成、年齢構成に応じて変わってくるということがございますので、当然、それはそのニーズに合わせた歳入を集めなければいけないということになりますと、そこについては当然検討すべきなので、これはおそらくそういう財政支出の推計といいますか、そういうこともこれは税というよりは歳出のほうだと思うのですけれども、何かなされていると思いますので、そういうものとあわせて将来像を考えるということになるかと思います。

【会長】 地方として東京都の立ち位置をどう考えるのかというのは、おそらく環境税を考えるときも 重要になってくると思います。そして、東京都の特殊性を考慮するときに、東京都の魅力というのでしょうか、集積している、それから、人々が集まる、そういう点に着目して中立課税としてレントに課税をするというような考え方、レントというのは経済的なレントなのですけれども、そういう観点での地方税の あり方を考えておかなければいけないのでしょう。だから、これから固定資産税、都市計画税の話にも出てくるのですが、どこまで増税ができるのかということを考えたときに、東京都としての魅力なり、そのレントについては 委員にお考えいただければありがたいとは思っています。増税がどこまでできるのかといったときに、ガバナンスとの関連にもなってきますが、今の日本という租税国家の脆弱さは、国債の格付け評価にも表れていて、税を集められない租税国家は国家たり得ないというような観点から見たときにどうかということもかなり重要になってくると思います。

そうしたときに、グローバル化の中で企業が国際的に外に出ていくから減税しなければならない。それはレース・トゥ・ザ・ボトムではないのですけれども、そういうようなことで本当にグローバル化の中でやっていけるのかどうかといったときに、日本という地域のレント、日本の中の東京都と同じように国際、アジアの中における日本の魅力、そういうものをどういうふうにやっていくのか。この辺は私見ですけれども、重要ではないかと思います。今後、実施のタイミング及び優先順位ということを考えたときに、国の動きの中で、 委員のご指摘のように東京都として対応行動を取っていかなければならない部分と、東京都の独自性のもとで、例えば環境税のようなものをどういうふうに位置づけるのか。そのときにCO

2の排出の特殊性、あるいは東京都の方向性等との関連も出てくるのではないかと思います。だから、国の動きと都の動向をどういうふうに考えるのか。この辺もまた委員各位がどういうようなご意見をお持ちなのか伺いながら、実施のタイミング及び優先順位も考えていかなければいけないと思います。

【小委員長】 ただいま会長からは環境税の問題も含めて、あるいはほかの税も含めて、いろいろな税の税制改革のタイミングも含めた議論をやっていかなければいけないというご発言があったかと思います。これにつきまして、あるいはほかでもよろしいのですけれども。

先生、実は我々、今回の議論の中で環境対策の税についているいる議論しているのですけれども、これは昨年、ご存じのとおり環境省が地球温暖化対策税というのを出して、それについて例えば経済産業省あたりのかなり慎重な意見があったと思うのですが、先ほどの消費税を例えば増税すると、景気にマイナス効果があるのではないかという議論、これは当然、環境税についても同じような議論が、例えば温暖化対策税に対してあるかと思うのですけれども、これにつきましては何かご見解がございますでしょうか。 【教授】 いや、私は環境問題は疎いもので特にありません。

【小委員長】 この点はおそらくタイミングの問題も確かにあるわけでございますけれども、現実には 税制改革をやる場合にはいろいろな要素がありますので、我々の中でさらに検討を積み重ねていくという ことかと思います。いかがでしょうか。

それでは、本日のテーマについての審議は以上で終了したいと思います。大変ありがとうございました。

了